

湖西市規則第 34 号

湖西市自立支援教育訓練給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 30 日

湖西市長

田内 昭之

湖西市自立支援教育訓練給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

湖西市自立支援教育訓練給付金の支給に関する規則（平成 31 年湖西市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「。以下「対象講座指定申請書」という。」を削る。

第 7 条第 2 項中「専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した」を「次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「事情」を「事由」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日
- (2) 第 14 条の規定による支給単位期間ごとの支給を受けようとする者 教育訓練施設の長が発行する受講証明書に記載された支給単位期間の末日の翌日

第 9 条第 3 項中「日)から」の次に「起算して」を加え、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改める。

第 13 条中「事情」を「事由」に改める。

第 14 条中「対象講座通知書」を「対象講座指定通知書」に改める。

様式第 2 号中「修了日(」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加え、「は、支

給額が」を「の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が」に、「の翌日から起算して1年以内」を「から1年以内」に改める。

様式第3号中「授業料」を「受講料」に改め、「修了日(」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を、「受給資格者については、」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加え、「の翌日から起算して」を「から」に改める。

様式第4号中「授業料」を「受講料」に改める。

様式第5号中「授業料」を「受講料」に、「の翌日から起算して」を「から」に改め、「日(」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を、「受給資格者については、」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。